

## ひとり親家庭等医療費助成の所得制限について

母（父）及び扶養義務者の方の前年（受給資格の認定を受ける月が1月～6月の場合は前々年）の所得が表1の児童扶養手当の一部支給基準未満の場合は、ひとり親家庭等医療費の助成を受けることができます。

なお、所得額の計算方法は表2のとおりです。

（表1）

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	母または父等	扶養義務者等
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円

※ 左の表に加算されるもの

- 母または父等
  - ・ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき10万円
  - ・ 特定扶養親族 1人につき15万円
- 扶養義務者等
  - ・ 老人扶養親族 1人につき6万円  
（ただし、老人扶養親族のみの時は2人目から加算）

（表2 所得額の計算方法）ひとり親家庭等医療の所得額＝①－②

①下記の合計額	②下記の合計額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総所得金額</li> <li>・ 退職所得金額</li> <li>・ 山林所得金額</li> <li>・ 土地等に係る事業所得等の金額</li> <li>・ 商品先物取引に係る雑所得等の金額</li> <li>・ 条約適用利子及び配当の金額</li> <li>・ 特例適用利子及び配当の金額</li> <li>・ 長期及び短期譲渡所得の金額 （租税特別措置法に定める特別控除を行う前の譲渡所得金額）</li> <li>・ 養育費×80%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険料等控除（8万円・全員一律）</li> <li>・ 障害者控除（27万円）</li> <li>・ 特別障害者控除（40万円）</li> <li>・ 配偶者特別控除（実額）</li> <li>・ 勤労学生控除（27万円）</li> <li>・ 雑損控除（実額）</li> <li>・ 医療費控除（実額）</li> <li>・ 小規模共済等掛金控除（実額）</li> <li>・ 免税所得（実額）</li> <li>・ 寡婦控除（27万円）</li> <li>・ 寡婦特例控除（35万円）</li> <li>・ 公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等の控除（上限5千万円）（※2）</li> </ul>

※1 寡婦（夫）控除のみなし適用について

扶養義務者・養育者が未婚のひとり親の場合、必要書類（戸籍謄本等）を添えて申請することにより、審査のうえ、要件を満たす場合には、寡婦（夫）控除が適用されるものとみなし、所得判定を行います。

ただし、ひとり親の母もしくは父自身が未婚のひとり親であっても、所得の判定では、寡婦（夫）控除の適用を行っていないため、みなし適用の対象にもなりません。

※2 長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等の特別控除額を控除し、所得判定を行います。

### <所得制限限度額の計算例1>

- 父の給与所得が282万円（給与収入420万円）
- 養育費年間20万円
- 扶養者3人

} の 家庭の場合

(1) 父の所得額を計算

所得 282万円 + 16万円（養育費20万円の80%） - 8万円（社会保険料等控除） = 290万円

(2) 父の所得制限限度額を確認

（表1）の扶養親族等の人数『3人』の欄の『母等』の金額を確認すると、306万円  
290万円 < 306万円（所得制限限度額）のため、助成対象になります。

### <所得制限限度額の計算例2>

- 母の給与所得が55万円（給与収入120万円）
- 養育費なし
- 扶養者1人
- 母の父親（父親の給与所得は200万円、扶養者なし）と同居

} の 家庭の場合

(1) 母の所得額を計算

所得 55万円 - 8万円（社会保険料等控除） = 47万円

(2) 母の所得制限限度額を確認

（表1）の扶養親族等の人数『1人』の欄の『母等』の金額を確認すると、230万円  
47万円 < 230万円（所得制限限度額）

(3) 扶養義務者（母の父親）の所得を確認

母の父親の所得も 200万円 - 8万円（社会保険料等控除） = 192万円

(4) 母の父親の所得制限限度額を確認します

（表1）の扶養親族等の人数『0人』の欄の『扶養義務者等』の金額を確認すると、236万円  
192万円 < 236万円（所得制限限度額）

母、及び扶養義務者の母の父親の所得がともに所得制限限度額以下のため、助成対象になります。